

予算決算委員会総務環境分科会記録

1 日 時 令和7年9月22日（月曜日）

開 会 午前10時15分

休 憩 午前10時33分

再 開 午後 1時19分

閉 会 午後 1時58分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 9人

分科会長 金谷幸則

分科会副会長 村石篤

委 員 舎川智也

// 尾上一彦

// 松井桂将

// 村上和久

// 金厚有豊

// 赤星ゆかり

// 祚山数男

4 欠席委員 0人

5 地方自治法第105条の規定により出席した者

議 長 高田重信

6 説明のために出席した者

【企画管理部】

部長	清水 裕樹
法務統括監	福島 武司
理事（ガラス美術館長）	土田 ルリ子
部次長	高橋 洋
部次長（行政改革・公共施設再編・人事管理担当）	森川 知俊
情報企画監	小倉 康男
参事（企画調整課長）	山口 雅之
参事（秘書課長）	青山 哲也
行政経営課長	東福 光晴
文書法務課長	柳瀬 貴嗣
職員課長	山口 敬
広報課長	中田 至彦
情報システム課長	中川 哲也
文化国際課長	水原 秀樹
スマートシティ推進課長	堀 友彰
ガラス美術館次長	石黒 隆司
富山外国語専門学校事務長	開田 直人
富山ガラス造形研究所事務長	千石 将史
公文書館長	木下 満
職員研修所長	寺島 優子
婦中ふれあい館長	原城 祿充
企画調整課主幹（調整担当）	有馬 俊輔

【財務部】

部長	刑部 博規
部次長	中田 祐一
部次長（税務担当）	秋 俊浩
参事（工事検査課長）	高田 秀昭
参事（納税課長）	丸本 昌
財政課長	越村 真
管財課長	高道 伸治
契約課長	中田 幸宏
市民税課長	大島 聰
資産税課長	谷島 洋
債権管理対策課長	川崎 隆人
財政課主幹（調整担当）	山本 哲弘

7 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課議事係長	土方 智樹
議事調査課主任	江部 なな恵
議事調査課主任	北森 俊成

8 会議の概要

分科会長 ただいまから、令和7年9月定例会の予算決算委員会総務環境分科会を開会いたします。

なお、本日は地方自治法第105条の規定に基づき、高田議長が出席されています。

審査に先立ち、分科会記録の署名委員に、赤星委員、柞山委員を指名いたします。

これより、総務環境分科会企画管理部所管分の議案の審査を行います。

議案第110号 令和7年度富山市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費中、企画管理部所管分を議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

企画管理部長 〔挨拶〕

企画調整課長 〔議案第110号中
富山市まち・ひと・しごと創生推進基金への積立について、
議案説明資料により説明〕

情報システム課長 〔議案第110号中
基幹業務システム標準化関連システム改修等について、
議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。
議案説明資料の順番に進めていきます。
議案説明資料2ページの富山市まち・ひと・しごと創生推進基金への積立について、質疑のある方はいらっしゃいますか。

赤星委員 （2）事業目的に、今後の地方創生に資する事業に充当するためとあるのですけれども、具体的にどのような事業を想定されているのでしょうか。

企画調整課長 基金を活用できる事業としては、本市の総合戦略に位置づけられているスマートシティ推進事業やSDGs関連事業、市総合体育館の改修事業など、119事業が対象となっております。

村石委員 企業版ふるさと納税という名称で、納税という言葉がついていますが、実際には富山市への寄附になると思うのです。企業版ふるさと納税制度の概要について説明をお願いいたします。

企画調整課長 企業版ふるさと納税は、企業が地方公共団体の地方創生事業を支援し、税制優遇を受けられる制度であります。正式名称は地方創生応援税制と言います。なお、本制度の留意点として、1つに、本社の所在地が富山市以外の企業であること、2つに、1回当たり10万円以上の寄附であること、3つに、経済的な見返り、返礼品などが禁止されていることがあります。

村石委員 企業版ふるさと納税を活用できる事業が119事業あるとのことでしたが、どのような事業に寄附金を使うのかを企業が寄附をする前にあらかじめ話し合っていいのでしょうか。

企画調整課長 寄附の申出があったときにSDGs関連事業に寄附したいと要望される企業もありますし、富山市の地方創生に係る取組の中で、使い道は富山市にある程度お任せされる企業もあるなど、ケース・バイ・ケースとなっております。
委員がおっしゃったとおり、まずは企業にどの事業に寄附されたいのかをお聞きしてから寄附していただいております。

村石委員 企業と十分な話合いをしてから進めていただきたいと思います。
寄附をしていただいたら税制優遇を受けられる制度であるということですけれども、もう少し詳しく教えてください。

企画調整課長 詳細については税務署に確認していただきたいのですが、税額控除や損金算入によって寄附額の最大9割が軽減される仕組みとなっております。具体的には、法人住民税、法人税、法人事業税から控除される制度になっています。

分科会長 次に、議案説明資料3ページの基幹業務システム標準化関連システム改修等について、質疑のある方はいらっしゃいますか。

舎川委員 基幹業務システムの標準化につきましては、以前、一般質問させていただきましたが、令和3年に法律が制定され、令和7年度末までの移行を目指すことになっているのですけれども、富山市の場合は移行困難システムと認定されて、移行期限が令和9年1月末まで延長されたものと認識しております。今回、基幹業務システムの標準化に対応して、新たなシステムに移行する過程の中でシステムの改修が必要となる事案が生じたことから、この事業を実施するということでしょうか。

情報システム課長 現行の富山市総合行政情報システムは、基幹業務システムの機能もあれば、市が単独で行っている業務で使用する様々な機能もあります。今回の標準化の対象となる業務だけを新たなシステムに移行し、それ以外の業務は現行の基幹業務システムに残すこととしておりました。しかしながら、富山市総合行政情報システムは市町村合併から20年以上ずっと使い続けているものであり、基盤として使っているミドルウェアのサポートが終了するなど、今後も継続して使っていくことがなかなか困難な状況になっていたところです。さらに、保守事業者からもサポートを終了させてもらいたいという話がございましたので、標準化の対象とならなかったシステムについても、新たな環境に移行するなどの対応を取るものでございます。

舎川委員 これから富山市総合情報システムを新環境に移行さ

れると思うのですけれども、移行するに当たり何かリスクはありますか。

情報システム課長 通常であれば、数年ごとにシステムの更新などを行うのですけれども、今回は20年以上使い続けてきたシステムを新環境に移行することになりますので、それぞれの所管課でそれなりの事務負担もありますし、新しいシステムが稼働したときに想定していなかつたトラブルが起こることが考えられます。しかしながら、20年以上前のシステムを使い続けることに関してもリスクがありますので、なるべく早期にシステムの移行に着手するために今回補正予算案を提出させていただいたところでございます。

舎川委員 移行のスケジュールを教えていただけますか。

情報システム課長 移行のスケジュールについては、移行困難システムに認定されたため令和9年1月末までに移行完了を目指すこととなっておりますけれども、昨年システム移行に係る業務委託を契約した後、システムを開発しているメーカーから、子ども子育て支援システム、児童手当システム、児童扶養手当システムに関しては、開発が令和9年1月末までに間に合わないという話がございました。これは富山市だけではなくて全国の自治体でも起きている話なのですけれども、その3つのシステムに関しては令和10年1月までに移行することになっております。
それ以外のシステムに関しては、特段の遅れや障害は発生していないと考えております。
ただし、システム移行に附帯する事務があり、今後、様々な検討を行う必要が出てくると思いますので、円滑に移行できますよう、しっかりと準備していきたいと考えております。

赤星委員 (3) 事業内容にアとイがありますが、イの委託料は4,329万3,000円と細かい数字になっておりますけれども、アの委託料はぴったり1億円となっているのにはどのような理由があるのでしょう

か。

情報システム課長 アに関しては、この1億円で業務が完了するのではなく、令和8年度当初予算に追加で予算要求をさせていただきたいと考えております。

今回はこの1億円の予算の中で、システムの移行に係る事前の作業として、いろいろな調査を進めていきたいということです。

赤星委員 そうしますと、システムを移行するために何年かにわたって費用がかからてくると思うのですけれども、全体でどれぐらいの費用がかかる見通しですか。

情報システム課長 現在、全体の費用は分かりませんが、調査などを進めていく中で、ある程度はっきりとしてくると思っています。

赤星委員 (1) 補正額の財源内訳に雑入とあり、括弧内にデジタル基盤改革支援補助金と記載されています。補助金ですと、普通、国庫支出金や県支出金という記載になっていると思うのですが、これが雑入となっている理由は何でしょうか。

情報システム課長 この補助金は、国から市に直接交付されるものではなく、国から地方公共団体情報システム機構、通称J-LISという団体に一旦お金が入りまして、市がJ-LISにお金を請求するという形になるので雑入と記載しております。

村石委員 2024年12月24日に地方公共団体情報システム標準化基本方針の改定が閣議決定されまして、2025年度末までに標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を実現できるようにということが書かれているのですけれども、今回の事業はこれに関連する事業と考えてよろしいでしょうか。

情報システム課長 (3) 事業内容のイに関しては地方公共団体情報システム標準化基本方針に関連する事業なので、補助

金の対象となります。

村石委員 それでは、この事業は2025年度末までに完了することが可能であると考えてよろしいのでしょうか。

情報システム課長 基幹業務システムの標準化の作業完了が令和9年1月末まで延期されておりますので、それに合わせて実施するものになります。

分科会長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第110号中企画管理部所管分の意見の表明を行います。
意見の表明はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

分科会長 意見の表明なしと認めます。
以上で、総務環境分科会企画管理部所管分を終了いたします。

午前10時33分 休憩

~~~~~

午後 1時19分 再開

分科会長 これより、総務環境分科会財務部所管分及び歳入等の議案の審査を行います。  
議案第110号 令和7年度富山市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全部、歳出第2款総務費中、財務部所管分、第4条地方債の補正、  
議案第111号 令和7年度富山市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）、  
以上2件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

財務部長 [挨拶]

財務部次長 〔財務部所管分の概要について、  
議案説明資料により説明〕

財政課長 〔議案第110号中  
一般会計補正予算（歳入・地方債）について、  
財政調整基金の積立について、  
議案概要書及び議案説明資料により説明〕

管財課長 〔議案第110号中  
公用車等のNHK受信料の支払いについて、  
議案第111号について、  
議案説明資料により説明〕

分科会長 これより質疑に入ります。  
議案説明資料の順番に進めます。  
議案説明資料2ページの財政調整基金の積立について、質疑のある方はいらっしゃいますか。

赤星委員 令和6年度の一般会計決算剰余金のうち18億円を  
積み立てるということですけれども、決算剰余金は  
幾らだったのでしょうか。

財政課長 決算剰余金については34億5,000万円ほどで  
す。

赤星委員 決算剰余金の2分の1を下回らない額を財政調整基  
金へ積み立てるということで、18億円というのは  
私の記憶の中では大変大きい金額だと思うのですけ  
れども、これまでの推移は分かりますか。

財政課長 今回の積立額は18億円ですけれども、過去には平  
成30年度に15億円、直近では令和5年度に18  
億円を積み立てたことがございます。

赤星委員 年度末現在高見込みが117億6,801万9,0  
00円になるということですが、これは過去最高額で  
すか。

- 財政課長 おっしゃるとおり、過去最高額です。
- 村石委員 関連してお尋ねいたします。  
18億円を財政調整基金に積み立てることによって、今ほど言われたように年度末現在高見込みが約117億円になるのですけれども、この金額は年間収入額の目安である標準財政規模の何%になるのかお聞かせください。
- 財政課長 標準財政規模の約11%になります。  
標準財政規模は国が普通交付税を算定する上で出している数字で、7月に確定します。  
分母となる標準財政規模が1,070億3,000万円余りで、分子となる年度末現在高見込みが117億円なので、約11%になります。
- 村石委員 約11%ということですけれども、今後もそのような比率で推移していくと見込まれているのでしょうか。
- 財政課長 まず、標準財政規模は国が普通交付税を算定するに当たって出す数字で、その時々の経済情勢によって左右されますので、金額がどうなるのか見込みを立てることはなかなか困難であります。  
また、財政調整基金は経済情勢の変動や災害等による財政需要が多い場合に使うものであることから、その特性上、残高については一定程度の規模を維持したいと考えているのですが、この比率がどうなるのかを見込むことはなかなか困難な状況であります。
- 村石委員 ほかの市町村では、災害時のために20%とか、あるいは特定の事業を実施するために15%など、それぞれがある程度の根拠を持って積み立てていると思うのですけれども、この財政調整基金を使って事業を実施する場合は、議会の議決が必要なのでしょうか。
- 財政課長 財政調整基金を使う場合は基金繰入金という形で歳

入歳出予算を計上することになりますので、歳入歳出予算を計上するという意味では議会の議決が要るのですが、財政調整基金だから何か特別な議決が必要のかと言われると、そうではありません。

村石委員 分かりました。  
通常の予算と同様の流れで執行されると理解してよろしいでしょうか。

財政課長 おっしゃるとおりです。

村石委員 市民は、もっといろいろなところで困っていることがあると。したがって、財政調整基金の残高が多くなると、財政調整基金を使って市民の行政サービス向上のための事業を実施してほしいというような要望も出てくるかと思います。  
そのような指摘を受けた場合、市民サービス向上のために使うこともあると考えてよろしいでしょうか。

財政課長 何をもって財政調整基金の残高が多いとするのかという結論を出すことはなかなか難しいのですけれども、令和6年度決算の速報値では中核市62市のうち31番目に多いということで、合併後、最大の現在高ではあるのですが、そこまで大きい金額ではないということがまず前提としてあります。  
また、財政調整基金は経済情勢の変動や災害等による財源不足などに備えるためのもので、市民サービスを向上させるために使うものではないという基金の設置趣旨があり、言わば一般財源の最後のとりとしての性格を持つ基金であることから、財政調整基金を取り崩して市民サービスを向上させるということは今のところ考えておりません。

村石委員 市民サービスの向上のために使うことはなかなか難しいというもの、災害復旧など、本当に多くの事業費が要る場合には財政調整基金を使うと理解してよろしいでしょうか。

財政課長 おっしゃるとおりです。

分科会長 このページでほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料3ページの公用車等のNHK受信料の支払いについて、質疑のある方はいらっしゃいますか。

赤星委員 購入またはリースに当たり、カーナビゲーション及び携帯電話にテレビ受信機能が搭載されていることを把握していなかったということですけれども、とても不思議に感じるのです。  
発注するときには、どのようなものを買うのか、どのようなものをリースするのかという仕様が書いてある契約書などを当然見られると思うのです。また、納品されたときに確認するものだと思うのですけれども、その作業を行っていなかったということでしょうか。

管財課長 1つの原因といたしまして、議案説明資料に書いてあるとおりなのですけれども、仕様書にはカーナビゲーション、携帯電話という書き方がされており、テレビ受信機能の有無については明確に書かれていなかったのです。

納品されたときは当然カーナビゲーション機能などの確認はするのですけれども、テレビが見られるのかどうかの確認については、そもそもそのような仕様は仕様書に書かれていませんし、私どもが公務中にテレビを見る事はないですから、そのような意味で搭載されていることが把握できなかったと思っております。

赤星委員 報道されたときに、市民の方から、93台もの公用車でテレビを見なければいけないのですかと言われたのですけれども、本当にびっくりしているのです。それで、議案説明資料3ページ(5)に書いてあり

ますけれども、支障のないものについては取り外しを行うなどの対応を検討すると。これは、どのぐらいの数を見込んでいるのでしょうか。

管財課長 現在、このカーナビゲーションについて、どのような場合に使用しているのかを各課に照会して取りまとめを行っている段階でございまして、現時点では台数は確定しておりません。

赤星委員 取り外すと支障のあるものについては、契約をした上で受信料を払いながら引き続き使わなければならないのですけれども、その状態は何年ぐらい続くのでしょうか。テレビ受信機能のないものに更新するまでは期間があると思うのですけれども、どうですか。

管財課長 カーナビゲーションが故障するか、公用車を乗り換えるまでが期限だと考えています。

赤星委員 公用車は何年使うことになっているのですか。

管財課長 公用車の更新については、使用年数や運行距離などの明確な基準は現在ありません。ですので、車両の状態を見ながら、その都度判断しております。

赤星委員 (3) 補正の内容に記載されている金額は何年分に当たるのでしょうか。

管財課長 NHKの受信料をいつからいつまで払わなければならないのかにつきましては、平成29年の放送法に関する最高裁の判例があります。受信料の支払い開始時期については契約成立時ではなく、受信設備を設置した月から受信料債権が発生し、消滅時効の起算点は契約成立時から進行すると示されています。したがいまして、今回未契約であったテレビ受信機については時効が進行していないことから、設置した月まで遡って受信料を支払うこととなり、一番古いもので20年ほど未契約だったものがあります。

舎川委員 最初に説明があったのかもしれないのですけれども、なぜこのことが判明したのか教えてください。

管財課長 NHK受信料につきましては、全国の自治体において未契約に関する報道がなされておりました。それに加えまして、本年4月にNHKから契約の確認があったことから、本市でも調査を実施したところ、このように未契約が判明したものでございます。

舎川委員 ということは、一部の携帯電話やテレビだけ支払っていなかったということではなく、全てについて支払っていなかったということでおろしいですか。

管財課長 全てではなく、契約しているものも一部あったのですけれども、議案説明資料に記載しましたものが漏れていたということになります。

村石委員 関連して伺います。

(5) 今後の対応のアについて、テレビ受信機能を搭載したカーナビゲーションのうち、支障のないものについては取り外しを行うなどの対応を検討すると。

カーナビゲーションが必要だから今まで取り付けていたのに、それを取り外したとしたら、今後どのように対応することになるのでしょうか。職員はどのようにして目的地まで行くのでしょうか。

管財課長 例えば、複数人で訪問先に行く場合は、カーナビゲーションのなかった時代もそうでしたけれども、運転しない者が横で住宅地図を見ながらナビゲーションするという方法で対応できると思います。

1人で訪問する場合でしたら、当然、行き先は住宅地図等で事前に確認していきます。また、主要な道路であれば、道路標識を見て現地に向かうこともできますし、さらに現地に近くなれば、改めて住宅地図で現場確認することで対応できると考えております。

- 村上委員 私は違った解釈をしていました。  
つまり、アンテナを外すとGPS機能が使えなくなるというようなシステム上の問題があると。ですから、そのようなシステム上の問題がないものについては取り外すということだと思ったのです。テレビが映らないようにしたらGPS機能もなくなってしまい、カーナビゲーションとして使えないという技術的な問題があるから、取り外せないということだと私は思っていたのだけれども、違うのですか。それが、支障がある、ないの違いだと思っていたのです。  
今言われたような道のりを探索していくという業務上の支障があるのかないのかではなくて、機械の都合だと思っていたのだけれども、そうではないのですか。
- 管財課長 議案説明資料に記載した支障のないものとは、業務に支障のないものや機械の関係など、いろいろなことを含んでいます。これは余談ですけれども、NHKと話している中では、そもそもアンテナを取り外しても受信料はかかると伺っています。  
今は業務をどうするのかという御質問でしたので、そのことに対応してお答えしております。
- 分科会長 このページでほかに質疑はありませんか。
- 〔発言する者なし〕
- 分科会長 次に、議案説明資料4ページの市営桜町駐車場モルタル補修業務について、質疑はありませんか。
- 村石委員 私も時々この駐車場を使うのですけれども、柱を覆うモルタルにひびが入っているということですが、そのような状態は以前から見られたような気がするのです。このような問題があることをいつ頃から知っていたのか、お答えください。
- 管財課長 実は明確な発生時期は不明なのですけれども、令和

6年能登半島地震後にひび割れを確認しております。その際、建築業者に調査を依頼したところ、今回の亀裂は経年劣化によるものだらうと伺っております。

村石委員 ということは、恐らく昨年1月1日の能登半島地震によってそのような状態になったのではないかということが今年になってから分かったのですか。何を言いたいのかというと、補正予算を組むのが遅かったのではないかということを聞きたいのです。

管財課長 能登半島地震後に確認した際に、直ちに補修しなければならない柱1本については補修を実施しております。そのときは既存の予算内で、できる範囲で対応しました。その後、その補修したモルタル被覆について、例えば再度のひび割れが起こっていないかや、工法に問題がなかったのかなどの検証といいますか、経過観察を行って、特段の問題がなかったので、今回は残りの箇所について補正予算を計上して対応したいと考えております。

村石委員 工法などに特に問題がなかったということで、それはそれでよかったですけれども、（2）事業目的に記載があるように、駐車している車両を破損させるようなことも起こったかもしれない、このような場合はやっぱり早急に補正予算を組んで修理する必要があるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

管財課長 おっしゃるとおり、可能な限り早期に対応していくたいと思います。

分科会長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第110号中財務部所管分並びに歳入全部及び地方債の補正、議案第111号、以上2件を一括して意見の表明を行います。  
意見の表明はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

分科会長 意見の表明なしと認めます。  
以上で、財務部所管分及び歳入等の議案の審査を終了いたします。  
次に、報告案件として提出されている  
報告第36号 健全化判断比率及び資金不足比率報告の件  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

財政課長 [議案説明資料により説明]

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

舎川委員 財政の健全化ということで、今のところは健全な領域にあると思っております。  
その中で、今おっしゃったように実質公債費比率が0.3ポイント上がり、将来負担比率が5.8ポイント下がったことについて、それぞれ理由を教えていただいてもよろしいでしょうか。

財政課長 まず、実質公債費比率については3か年度の平均を記載しておりますが、単年度の数値として、令和3年度の8.0%が令和6年度の8.8%に入れ替わったことによる上昇です。  
将来負担比率の減少については、一般会計の市債残高が減ったこと、また、下水道事業会計で公債費の償還が進んでおり市債残高が減ったことなどが主な要因です。

舎川委員 今、下水道事業会計と一般会計において市債残高が

減ったとおっしゃいましたが、主にどのようなものがありますか。

財政課長 まず下水道事業会計については、単純に事業量が毎年度落ちてきています。また、20年から30年前に下水道を普及させるために一生懸命整備した際に係る公債費の償還が進んで、今ちょうど終わっていると。

一般会計につきましては、市町村合併直後に整備した建屋や公共施設等の償還が進んでいるほか、北陸新幹線の開業に備えて行った駅周辺の整備などの償還も順次終わっていることなどが要因です。

舎川委員 私の記憶ですが、実質公債費比率や将来負担比率は他の中核市と比べて若干高かったのではないかと理解しておりますけれども、現状もそのような状態で推移しているのでしょうか。

財政課長 令和6年度決算の速報値となりますが、実質公債費比率については、本市の9.1%に対して中核市平均は5.4%です。将来負担比率については、本市の78.4%に対して中核市平均が20.2%となっております。

舎川委員 相変わらずというか、高い値で推移していると思います。  
これから人口も減っていきますし、その分、都市を維持していくためには、どうしても引き続きこのような形で推移していくのかなと思いますけれども、長期的に考えて、財務部では今後の推移をどのように見込んでいるのでしょうか。

財政課長 まず、実質公債費比率については、令和3年度に富山市斎場や八尾中学校、大沢野・大山地域の公共施設、オーバード・ホール中ホールなどの整備があったことから起債の残高がほかの年よりも大きく、それらの償還が令和7年度から本格的に始まることがあります。

また、令和7年度予算においては、今年度と来年度にかけて、富山市総合体育館やオーバード・ホール大ホールの改修、あとは水橋学園の整備などがありまして、この2か年も発行する起債が多く見込まれます。

市町村合併直後に整備した施設に係る起債の償還期限が20年で、ちょうど今年が合併20周年ということで少しずつ償還が終わっていくものの、先ほど言ったような大型事業があるものですから、実質公債費比率についてはしばらく高止まりするのではないかと考えております。

将来負担比率についても同様で、著しく上昇することはないとせよ、現状から若干上振れする年もあるのかなと考えております。

舎川委員

今後、扶助費などは当然増えていきますし、税収はどんどん下がるでしょうから、その辺は気をつけて見ておかなければいけないとは思いますけれども、これらの数値が高くなるから駄目だということではなくて、これらの数値が少し上がったとしても市民の生活基準が維持できるようしっかり注視した上で、柔軟な財政を維持していってほしいなど。起債が若干増えてもいいとまでは言いませんけれども、ある程度柔軟に財政の方向性を示してほしいと思います。よろしくお願ひいたします。

分科会長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長

ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。

以上で、総務環境分科会財務部所管分を終了いたしました。

これで、9月定例会の当分科会に送付されました全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

分科会長報告につきましては、正・副分科会長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 それでは、そのように取り計らいます。  
これをもって、令和7年9月定例会の予算決算委員会総務環境分科会を閉会いたします。

令和 7 年 9 月 定例会  
予算決算委員会 総務環境分科会 記録署名

分科会長 金 谷 幸 則

署名委員 赤 星 ゆかり

署名委員 桢 山 数 男